



地震は、いつどこで起るかわからない！ あなたの住まいは大丈夫？

木造住宅の耐震化

大地震はいつでも起る可能性があります

日本は世界の陸地の1%にも満たない国土ですが、世界で発生する地震の約10%が日本とその周辺で発生しており、地震の多い国です。

鳥取県内では、平成12年10月に「鳥取県西部地震」、平成28年10月に「鳥取県中部地震」など、最大震度6を超える大地震が発生しました。

地震で恐ろしいのは、建物の倒壊です

令和6年1月1日午後4時10分ごろ、石川県能登半島で最大震度7の揺れを観測する大きな地震が発生しました。この地震で多くの方が亡くなられ、その死因については、倒壊した建物の下敷きになったことなどによる「圧死」が最も多く、全体の約4割を占めています。

また、平成7年の阪神・淡路大震災では、犠牲者の8割以上が建物の倒壊により亡くなられています。

このことから、住宅を補強することとは、自分だけでなく、家族・財産・そして地域の安全にもつながる有効な対策の一つと言えます。

まずは、町の無料診断から始めましょう

八頭町では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、旧耐震基準の昭和56年5月31日以前に建築された住宅や、新耐震基準であっても接合部等の基準が明確化された平成12年6月1日より前に建築された住宅の「耐震

住宅を強くて安く補強する工法があります ＜低コスト耐震改修工法＞

- ①既存の壁や床、天井を壊さずに補強できる
- ②外壁撤去を行わずに外部から補強できる

- ★少ない費用負担で期間も短縮！
- ★生活にあまり支障が生じることなく工事ができます

ページID 0001145

診断「耐震改修設計」「耐震改修工事」にかかる費用の一部を補助します。診断については、無料で実施できます。 ※1棟につき、延べ床面積が280平方メートル以内で、階数が2階以下の木造住宅であれば無料診断ができます。 ※下表以外にもブロック塀の除去および改修などの補助事業があります。 ◎詳しくは、総務課防災室(☎76-0203)にお問い合わせください。



	耐震事業の種類	補助対象となる条件等	補助率	補助額および補助対象事業限度額
木造住宅設計工事	診 無料耐震診断 (一戸当たり)	・昭和25年11月23日から平成12年5月31日までの間に工事に着手されたものであること。 ・1棟につき延べ床面積が280㎡以内で、階数が2階以下であること。	—	無料
	断 有料耐震診断 (一戸当たり)	・耐震診断は、その時点における最新の基準によって行われるものに限る。	2/3	補助額 最大59,000円 住宅の設計図書有り (補助対象事業限度額：88,000円) 補助額 最大76,000円 住宅の設計図書無し (補助対象事業限度額：113,300円)
	設 耐震改修設計 (一戸当たり)	・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。	1/2	補助額 最大160,000円 (補助対象事業限度額：320,000円)
	工 耐震改修 (一戸当たり)	・建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するもの。	4/5	補助額 最大1,200,000円 (補助対象事業限度額：1,500,000円) (令和2年度までに耐震改修設計の補助を受けた住宅補助率 23%、補助額 最大838,000円)

※令和6年度の補助制度(予定)であり、補助額などは変更になる場合があります。

令和6年度 八頭町税目別納付月一覧表

税 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
(納期限・口座振替日)	4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/26	1/31	2/28
軽自動車税	○ 全期										
固定資産税		○ 1期		○ 2期					○ 3期		○ 4期
町 県 民 税			○ 1期		○ 2期		○ 3期			○ 4期	
国民健康保険税			○ 1期	○ 2期	○ 3期	○ 4期	○ 5期	○ 6期	○ 7期	○ 8期	
介護保険料			○ 1期	○ 2期	○ 3期	○ 4期	○ 5期	○ 6期	○ 7期	○ 8期	
後期高齢者 医療保険料				○ 1期	○ 2期	○ 3期	○ 4期	○ 5期	○ 6期	○ 7期	○ 8期

固定資産税の縦覧期間は、4月1日（月）～5月31日（金）です。

消費税・地方消費税は 期限内に申告・納付をしましょう

インボイス制度開始に伴い、適格請求書発行事業者の登録を受けた方は消費税および地方消費税の確定申告が必要となります。

申告書提出後に税務署から納付書の送付はありません。初めて申告を行う方はご注意ください、納期限までに納付を行ってください。



▲詳しくは
国税庁HP

消費税・地方消費税（個人事業者）
令和5年分納期限：令和6年4月1日（月）

問い合わせ 税務課 ☎76-0204

確定申告相談は3月15日まで 申告がまだの方はお早めに!!

中央公民館・船岡地区公民館・八東体育文化センターを会場とする確定申告相談の受付は、**3月15日（金）まで**です。期限ぎりぎりは混雑しますので早めに申告しましょう。

また、3月3日・10日は、中央公民館で休日受付を実施します。申告に必要な書類（広報やず2月号参照）を忘れずにお持ちください。

問い合わせ 税務課 ☎76-0204

原動機付自転車や軽自動車の 名義変更・廃車手続きは3月末までに!

軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車を所有している方に課税されます。他人に譲渡した場合や廃車した場合も、3月31日までに名義変更や廃車の手続きが済んでいないと1年分の軽自動車税を納めなくてはなりません。トラブルの原因になりますので、早めに手続きをしておきましょう。



※車種により、問い合わせ・届出先が異なります。詳しくは税務課にお問い合わせください。

問い合わせ 税務課 ☎76-0204

国税専門官を募集します

国税専門官とは、国税局や税務署の第一線で税務のスペシャリストとして働く国家公務員です。興味のある方は積極的に受験してください。

受験資格・申込方法など詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

申込期限 **3月25日（月）**

問い合わせ 広島国税局人事第二課試験研修係

☎082-221-9211 内線3635・3743

または、お近くの税務署総務課へ